HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	報告　フランスにおける建築者の責任 ［質疑］
Author(s)	ペリネ＝マルケ, ユーグ; Perinet-Marquet, Hugues; 瀬川, 信久//訳 他
Citation	北大法学論集, 48(5), 162-176
Issue Date	1998-01-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15749
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(5)_p162-176.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

報告

フランスにおける建築者の責任

ユーグ・ペリネ＝マルケ（ポワチェ大学）
翻訳　瀬川信久

はじめに――フランスの制度の歴史的起源と経済的背景――

本日のテーマである建築者の責任は、今日、フランスで非常に現実的な問題になっています。といいますのは、現在、一九八七年の法律――その内容は後で述べます――は、消費者からは高く評価されていますが、建築者と保険者からは大変批判されているからです。ここには、消費者と専門家の非常に厳しい対立がみられます。

外国の法律家の関心を惹くだろうと思いますが、建築者の責任に関するフランス法は、世界的にも特異なものです。少なくとも私が知っているヨーロッパ法の中で、建築者について特別の責任や、全面的な、殊にすべての建築者に強制

される建築保険の制度を持っているのは、フランスだけです。フランス法の特殊性は、この責任と保険との強い組合せ、結びつきにあります。この点の重要性を見落とすと、フランス法を理解できません。

(1)歴史的起源

フランス法の歴史的起源を探りますと、既に古法に、さらに言いますと中世末に、建築者の一〇年責任がありました。この一〇年責任がフランス民法典に取り入れられました。その民法典は二つの単純な原理からなっています。まず、請負契約は工事の結果が受領（réception）されたときに終了する。その時点で建築者の責任はなくなるものとされる。ただ、一〇年責任は残る。しかし、この一〇年責任は、民法典では非常に限定されていました。というのは、建築物が崩壊（périr）した場合にのみこの一〇年責任が成立したからです。このように、この一〇年責任は、請負契約が受領の時に終了するという原則に対する例外でした。

この一八〇四年の民法典の制度が一九六七年までの一六三年間、判例によるいくつかの小さい修正を受けながら存続しました。修正のなかでも重要なのは、一〇年責任が適用される要件として、崩壊でなく、重大な欠陥でよいとされたことです。

(2)その後の展開

この法律に変化をもたらしたのは、建築の分野における経済の進展でした。第二次世界大戦後にフランスでもベビーブームが起こり、大量の新たな建築を引き起こしました。一九五〇年以前にはフランスで年に建築数が一〇万戸に満たなかったのですが、五〇年代の末には、年四〇万戸の住居を建築するようになりました。さらに記録的な年は一九七三年で、五七万戸に達しました。この建築住宅数の増加は、二つの結果をもたらしました。第一に、競争と建物の標準化の効果として、建築費が低下しました。第二に、この建築費の低下と標準化が、フランスでは質の深刻な低下をもたら

しました。この質の低下が同時に建築の欠陥や障害を増加させました。

この結果、一八〇四年の民法典が現状に合わないものになったので、立法者は一九六七年に、建築者の責任の根拠である一七九二条を改正することになったのです。[1] この法改正は、判例が既にしていたように、崩壊を責任要件としないことし、また、障害（désordres）を加えました。とくに重要なのは、責任者を、一八〇四年の民法典が、建築士（architecte）と狭い意味での施工請負人（entrepreneur）に限っていたのを、「建主と請負契約を結んだ者」に拡げました。さらに、造作（menus ouverages）につき二年責任を新たに規定しました。

しかし、この法改正は、建主（maître d'ouvrage）の法的な安全性を改善するという目的を達成しませんでした。というのは、二つの欠陥があったからです。第一は、造作、小障害（menus désordres）というカテゴリーを採用したために、その後何年もの間、何が大改造で何が造作なのかについて、判例上の混乱を引き起こしました。欠陥の第二は、鑑定を強制したのですが、特に鑑定の遅れによる裁判の遅れという、立法者が予想しなかった要因が作用しました。破棄院まで行ったりすると、建主が損害賠償を受けるのが一〇年、一五年、二〇年後になり、とても耐えられませんでした。今日でも、一九六七年法の下での紛争について破棄院の判決が下されているほどです。

このような次第で、一九七八年に、再び、しかし今回は根本的な、法改正がなされることになりました。この改正は土木局技師であったスピネッタ（Spinetta）のイニシアチヴにより、建築者の責任を、強制建築保険という考え方を基軸に、全面的に再構成しました。一九七八年法は、完全完成担保責任（garantie de parfaite achèvement）を創設したりもしましたが、強制保険の創出と比べると、二次的な改正です。以下では、この一九七八年法のシステムを責任と保険という構成要素に分解し、まず、静的な側面から検討し、次に、建築欠陥があったときにそれが実際にどのように機能しているかをお話したいと思います。

第一部　フランスの制度の構成要素

静的な検討では、一九七八年法の構成要素を、建築者の責任と強制的な保険との二つに分けて見ます。建築者の責任の特徴は、非常に広くかつ重いことです。私はこの責任を、一〇年責任に即して検討したいと思います。一〇年責任が法律の規定する他の責任を吸収する傾向にあるからです。

A　責任が広範であること

裁判官は、建築者の一〇年責任を立法者が考えていたよりも広く解釈しています。

(1)まず、適用される工事についてみますと、民法典は建造物（ouvrage）といっています。建造物というのはフランス語では相当に広く、建物だけでなく、橋梁、堤防、さらに道路をも指します。しかし、既存建物に対する工事は含みません。ところが、判例は、一九七八年に考えられていたこの建造物の意味を完全に乗り越えてしまいました。そして、すべての建物工事に一〇年責任を課しました。例えば、最近の裁判例でいうと、施工請負人が屋根を修理する債務を負った。修理費用は三万フランであった。ところが修理した屋根に欠陥があって崩れ落ち、屋根を支えていた壁も崩れた。この場合にも、判例は一〇年責任が生じるとしました。

(2)一〇年責任は、カバーする損害の点でも広範です。ここでも判例を上げましょう。それは防音設備（isolation phonique）の事例でした。今日フランスでは、すべての防音上の妨害が、たとえ当該建物が防音についての公的な基準（norme officielle）に適合するものであっても、裁判官が、建物不動産の中で聞こえる騒音がその建物不動産の用途を侵害すると判断するときには、一〇年責任を課します。この際、裁判官は、破棄院の拘束を受けない形で自由に（souverainement librement）判断しています。そして、一〇年責任に基づいて、建築者に防音設備をしなおす義務を

課しました。

(3)一〇年責任は、すべての建築関係者に適用される点でも広いものです。既に言いましたように、一八〇四年の民法典は建築士と施工請負人にしか適用されませんでした。しかし今日、一〇年責任は、広い意味での建築者に適用されます。この責任を負うのは、施工請負人、建築士だけでなく、開発者（promoteur）、建築済不動産の売主（vendeur de l'immeuble construit）、一定の場合には製造者（fabricant）も負います。

B　責任が重いこと

(1)この責任はこのように広いだけでなく重いものです。特に、他の国と違ってフランスでは、この責任はフォートに基づいていません。したがって、建主は建築者のフォートを証明する必要がありません。建主が証明しなければならないのは、ただ、受けた損害、および、その損害と建築者の（フォートではなくて）事業活動との因果関係です。屋根に生じた損害の賠償を地下を建築した者に請求することはできません。しかし、建築士に対しては、実際上常に損害賠償を請求できます。というのは、フランスでは、建築士は、建築のすべてに関与すると見做されるからです。

このように、建築現場での活動に全く関与していなくても責任を負う場合があります。例えば、開発者は商取引をする者であり、事業を企て、販売するが、建築はしない。建築について言えば、彼は、建築士や施工請負人と契約するだけです。しかし、フランス法では責任を負います。そして、彼の活動と損害の間に明確な因果関係がないので、フランス法は開発者については常に因果関係があると考えていることになります。

(2)フランスの制度の論理では、建築者の責任が免責される可能性は非常に限られています。とくに建主との関係では、建築者は、他の者のフォートを証明することによって自らの責任を免れることができません。先ほど取り上げた例で言うと、訴えられた建築士・開発者は、建主に対する責任が問われているとき、真の責任者は施工請負人であると言って

免れることはできません。

フランス法では不可抗力、つまり、予見できない、防止できない、外に由来する出来事が古典的な責任免除事由ですが、この不可抗力も、建築者の責任ではめったに認められません。異状な気候による場合には、その事件が人々の記憶にない場合、すなわち、少なくとも七〇年間見られなかった場合にしか、不可抗力を理由とする免責は認められません。

ということで、訴えられた建築者が責任を免れる唯一の方法は、建主が不適切な指示を示したり強制して、建築者を誤らせ、それが損害の原因になったことを証明できる場合だけです。しかし、判例はこの場合を非常に限定的に解しています。すなわち、このように建主の態度を考慮するのは、建主に重過失があるような場合、つまり、建主が建築士を通さないで施工請負人に直接指示を与え、かつ、与えた指示について建主が少なくとも相手の建築者と同じほど判断力・能力を持っている場合だけであり、それは非常に限られています。例えば、六、七年前の判決ですが、私立病院の院長、医者ですが、病院の手術室を改造することにし、自分で設計を構想しました。ところが、空調に問題が出ました。判例は、この建主は、医療の分野では建築者よりも能力があるから、建築者の責任を問うことはできないとしました。

以上のように、建築者の責任は広くて重いので、これだけだと余りに負担が大きく、建築者が経済的に耐えられません。そこで、この責任は強制保険を伴なってはじめて完成するのです。

C　建築保険の強制

というわけで、一九七八年法は二つの強制保険を創設しました。損害保険と責任保険です。

(1)強制損害保険は、建主がすべて加入しなければなりません。ただ二つの例外があります。第一は、私は誤った立法だと思うのですが、法律が認めた例外です。その一は、公共団体の建物（bâtiment public）は保険に入る義務がないことです。その二は、収支あるいは取引高あるいは従業員数が一定以上の大きな会社が建てる建物も、保険に入る義務が

ないことです。これは、建築のリスクを自ら負担するのに十分な力を持っていると考えられているからです。第二は事実上の例外です。法律は、保険に入らないのを刑事上軽罪（infraction pénale）と考えていますが、建築する者が自然人で、自分のために建築するときには、軽罪と考えません。ということは、自分の戸建て住宅を建築する者は大部分が保険されていないことを意味します。ここで、今日、損害保険の費用〔保険料〕が建築費の一・五％、あるいは、最低一五、〇〇〇フランであることを考えねばなりません。フランスの小さな戸建て住宅の建築費が大体四〇〇、〇〇〇フランであることを考えると、小さい建築者は保険に入らないことになるのです。以上の例外を除くとすべての建築が、刑事罰を以て保険を強制されています。

加入する保険は一〇年責任の対象となるすべての障害をカバーします。この保険には、保険金額の上限の設定、フランチャイズ（小損害免責）、付保範囲の限定をすることができません。付保範囲の限定について言いますと、最近興味深い判決がありました。それは、非常にリスクが大きく危険だと考えられている建築、例えば、まだ十分な経験を経ていない新しい建築技術を使う建築でも、保険者は、伝統的な建築の場合と同じようにカバーする義務があるとしました。

(2)この建主の損害保険と並んで、一〇年責任を負うすべての建築者について同じく強制的な責任保険があります。すなわち、すべての施工請負人、それから建築士、建築中の不動産の売主、技術士、開発者は強制的に保険に入らなければなりません。こうして通常の建築事業では、しばしば、四、五人の保険者がおり、それぞれの仕方で保険しています。(2)

第二部　フランスの制度の実際

A　建主にとっての好ましい機能

そこで、制度の具体的な機能をみてゆくことにします。例えば、建築の五年後に建物不動産の屋根に水が浸透したという損害が生じた場合を考えて見ましょう。実際には、責任期間満了間際の九年目に損害が生じたと申告される場合が非常に多いのですが。この場合に、その建物に居住している建主、あるいはそれからの取得者は――担保は一〇年間はあらゆる居住者に移転します――、損害保険者に対して損害を書留郵便で申告します。保険者は、その申告を受けると、直ちにその私的な鑑定人に通報し、現場に行って、損害の大きさと原因を評価し、修復の方法と費用を決めさせなければなりません。この保険会社の鑑定人の報告書に基づき、保険者は、六〇日以内という非常に短い期間に暫定的な賠償額を提示し、さらに九〇日以内に最終的な賠償額を提示しなければなりません。この期間は非常に短いのですが、現在は常に遵守されています。というのは、判例が、もし保険者がその期間を遵守しなかったときは、つまり、六〇日以内あるいは九〇日以内に賠償額を提示しなかったときには、保険に加入した建主は、どれだけ費用が掛かっても修復工事をさせることができ、保険者はそれを賠償しなければならないという判断を下したからです。

この建主の損害保険者は、前貸金融者（préfinanceur）とみられています。資金の前払いをし、続いてこの損害保険者は、求償権によって責任者一人一人の責任保険者に向かうからです。このように、フランスの制度の大きな利点は、保険者の間に、損害保険者と責任保険者の間に、協定（Convention de Règlement Assurance Construction 建築保険決済協定）があるために、損害の決済が普通、裁判所の外でなされるという点です。(3)

では、制度がそんなに良いものであるのに、なぜ、フランスではこれを改正しようとしているのでしょうか。それは、建主にとっては良いけれども、保険者にとってはそれほど良くないからです。

B　保険者にとっての悪い機能

実際、フランスの建築保険には制度的な機能不全（dérives）が若干みられます。それはいくつかの原因に起因して

います。まず、保険会社、ことに損害保険会社の間の激しい競争のために、保険会社がお手上げ状態に陥っているからです。八〇年代の初めには、保険会社は、大変儲かると考えてこの建築保険市場に投資しました。そして、お客を引くために、保険料を非常に低くしました。この競争により、三年前には、損害保険料が建物価格の〇・五％、〇・六％になりました。ところが、今日、正常な保険料は建築費の一・五％だと考えられているので、〇・五％というのは低すぎるのです。そのうえ、損害保険では、保険料が、工事開始時に一回払いで取られます。そのために、保険者が保険料を受領した場合には、その後リスク、損害が予想されたより大きくなっても、追加保険料を取れないのです。ところが、一方では、先に述べたように、フランスの判例は、保険者達が考えていたよりも、建築者の責任をはるかに緩く認めることになりました。この結果、保険者は予想よりもより多く賠償しなければならなくなり、保険者が取った保険料は全く不十分であることが明らかになりました。また他方では、建築の質が悪くなっています。特にこの数年、建築価格競争のために、多くの施工請負人は、仕事を得るために原価を割る価格を受け入れています。実際いくつかの数字を見ますと、保険事故の数が著しく増えています。一九九〇年には六〇、二〇〇件であったのに対し、一九九三年には一〇七、八〇〇件になり、この増加曲線を延ばすと、今日では一二万件以上になり、六年間に一〇〇％増加したことになります。(4)

終わるに当たって次のことを述べておかねばなりません。以上のような事情から、若干の保険会社が市場から撤退し、カノン（Canone）という保険会社は倒産しました。もっとも、正確を期すために言いますと、一〇年責任の適用されないような非常に小さな欠陥でも建主が申告するために、申告される保険事故の数が人為的に膨らんでいるということがあります。例えば、建物の引渡しを受けた建主が、戸の把手が気入らないことに気付いたとします。彼は損害保険者に、賠償してほしい、把手を変えてほしいと申告します。保険者は否という前に、鑑定人を派遣しそれが一〇年責任の損害でないことを確認しなければなりませんが、これだけでおよそ四、〇〇〇～五、〇〇〇フラン〔約八～一〇万円〕

というかなりの費用が掛かります。保険会社は、なされている事故申告の少なくとも半分は理由がないと言っていますから、六万件ほどの申請は何の賠償も得ていないのですが、運営費用をもたらしているのです。

このように制度がうまく働かないために、総計一三〇億フランの赤字がでています。この状況のために、保険者と建築者はこの制度の改革を望んでいます。この改正は、制度の実際の利点、特に、補償の迅速さを保持しつつ、なされるだろうと思います。修正はわずかでよく、ただ極端な申告を避けるためにフランチャイズを組み入れ、また一定の場合に保険金の上限を設けるだけで十分だと考えます。(5)

フランスの建築者や保険者はもっと大きな改正を、なかでも、居住用の建物でない場合に一〇年責任の一〇年という期間を、例えば五年に縮減することを望んでいます。

私はブルッセルのヨーロッパ共同体の委員会で、建築者の責任、この責任を関係国間で調整する（harmonisation）文書を作成するために鑑定意見人（expert）として作業してきましたが、三年間作業した後で一九九二年に、私達の作った文書はお蔵入りになってしまいました。それはヨーロッパ共同体にとってそれほど重要でない、ことに、補充性の原理（principe de subsidialité）との関係で重要でないと考えられたからです。

ヨーロッパ共同体において建築者責任を調整することは実現しないでしょう。なぜなら、ブルッセルでは正当にも、国家自身ができないときにのみヨーロッパ共同体が介入するという補充性の原理が適用されるべきであり、唯一の大きな市場、流通の自由は民法の調和を要求しないと考えたからです。という次第で、フランス法だけが、その改正を考えることになると思います。(6)

(1) ちなみに、一九六七年というのは都市計画（urbanisme）にとって重要な年で、この年に、土地利用の方向付けの法律（Loi d'orientation foncière）と建築予定不動産売買契約に関する法律（Loi relative au contrat de vente d'immeuble à construire）が立法され、そして、この建築者の責任に関する法改正がなされました。

(2) この責任保険については、保険金額の上限の設定、付保範囲の限定はできませんが、フランチャイズ（小損害免責）はできます。

(3) フランスで建築保険をする保険会社はそれほど多くなく、大体一四社ほどです。それらは、一種のクラブであるフランス建築保険協会（Association française de l'Assurence de Construction, AFAC アファック）にまとまっています。そして、その内部で、求償請求早見表（barème d'actions récursoires）をまとめています。想像例ですが、例えば、屋根に欠陥があって建物が壊れた場合について、建築士は五〇％の責任、屋根材木に工作した者は二〇％の責任、それを屋根に設置した者は三〇％の責任というようにまとめています。責任の分配がこの早見表に従って自動的になされるのです。このおかげで、争いをすべて回避できます。この早見表は公表されています。このシステムの利点は、責任を確定するために裁判官へ訴えることがないことです。非常に広範な責任制度を持つことの利点は、非常に広範な保険があることです。これにより、推定によると、一九七八年法以後は、争いの数が四分の一に減りました。

しかし、紛争がなくなったわけではありません。なぜなら、損害保険者が抵抗する場合があります。また損害保険者がいない場合もあります。先ほど言いましたように、大企業は、それから特に、小さな建造物を自分自身のために建てる自然人は、保険を付けないでいることができます。これらの場合には、建主は責任のある建築者とその責任保険者を裁判所に訴えなければなりません。この場合には、裁判官は、建築者と責任保険者の全部責任（responsabilité in solidum）の判決を下します。そして、その後で、多くの場合裁判官によって、建築者達の間で責任を分割します。この建築者達の間での責任は、フォートによる過失責任です。この求償請求は、しばしば非常に難しい問題です。フランスでは多くの場合に、賠償するのは、資力があることと歴史的な理由から、建築士です。建築士が、まず訴えられ、払うのです。建築士は、施工請負人に対し求償訴訟を提訴します――この訴えは担保のための訴え（action en garantie）です――が、施工請負人はしばしば倒産しています。あるいは、ほんの少ししか保険に入っていません。したがって、現実には、建築士だけが、彼の保険者だけが、一人で弁済します。それで、その保険料が高いのです。

(4) 保険会社は、敢えて言おうとはしませんが、おそらく、採算が取れる保険事故数として最大でも年に二、三万件だと計算していたようです。他方で、現在、年に一三万件ほどの建築損害保険契約が締結されています。ですから、保険会社は今日、すべての損害保険契約について事故申請があるだろうと言っています。

(5) しかし、この改正は、いくつかの理由からなかなか難しそうです。というのは、三つないし四つの、圧力団体とは言いませんが、利害関係者がいるからです。まず、建築者の団体があります。全国建物連合（Fédération Nationale du Bâtiment）ですが、それは大小すべての建築者をまとめる団体で、もちろん、もっと軽い責任を要望し、一九七八年以前、さらには一九六八年以前のフォートによる責任に戻すことを夢見ています。それから、建築者の保険会社は、フランチャイズ、保険金額の上限、保険免責を望んでいます。消費者は、何も変えないで欲しいとしています。政府は、中で意見が分かれています。というのは利害関係のある省庁がいくつかあるからです。大蔵省は改正に賛成です。保険部門の監督官庁であり、保険会社の損失があまり大きくなるのを望まないからです。大蔵省は、どこでもそうですが、力を持っています。設備省は、公共事業、都市計画（urbanisme）を扱っていますが、どちらかというと、慎重です。なぜなら、法改正は微妙な均衡を再検討することになるのでないかと恐れているからです。最後に、司法省は明確な意見を持っていないようです。

(6) 一九九七年十一月にベリネ＝マルケ教授にお聞きしたところでは、検討委員会の報告書が同一二月に大臣に提出される予定であるが、委員会では強制保険の適用範囲が議論されただけであり、現行制度の大きな変更は提言しないだろうとのことであった（校正の段階で附記する）。

〔訳者後記〕 北大法学部は、一九九六年七月に、フランスからベリネ＝マルケ教授（ポワチェ大学法学部）をお招きして、「建築法の日仏比較――契約・責任を中心に――」と題する日仏国際シンポジウムを開催した。本号に掲載するベリネ＝マルケ教授、瀬川信久、吉田克己の各報告と討論は、その記録である。翻訳など公表のための作業は、建築者責任に関する部分については瀬川が、建築契約に関する部分については吉田が行なった。

ここに訳出するのは、七月一二日に行なわれた建築者責任に関するベリネ＝マルケ教授の報告である。教授からは事前に原稿をいただいたが、来日された後に、制度の社会的背景に重点を置いたものを改めてお願いした。このような経緯のために、この記録は、同教授が作成されたレジュメと口頭報告の録音テープから作成することになった。当方の勝手な要望に応えて再度報告

を準備くださったペリネ＝マルケ教授に厚く感謝すると同時に、訳出に大きな誤りのないことを願っている。

訳出にあたり、フランス法の理解、訳語などについて、古軸隆介「フランス法における『建造者の責任』(1)(2)」成蹊法学三一号（一九九〇）、三二号（一九九一）によったところが多い。また、保険関係の用語については、吉川吉衛大阪市立大学教授、山本哲生北海道大学助教授、惣福脇均北海道大学大学院生（東京海上火災）のお世話になった。記して感謝申し上げる。

なお、ペリネ＝マルケ教授は、同じ題目で、同月一七日に、早稲田大学比較法研究所において講演された。この講演では、北大の報告にはないことも話されたので、訳者の責任において、関係する箇所（六ヵ所）に組み入れた。ただ、北大での討論をふまえて補充された部分など、北大でのシンポジウムの記録として整合しない部分は、注として別記した。

早稲田大学比較法研究所での研究会については、同大学の諸教授、特に、比較法研究所長大須賀明教授、法学部鎌田薫教授に、多大の御配慮をいただいた。心より御礼申し上げる。また、同研究所での講演と討論をこのような形で記録することについて、御出席くださった方々に御寛恕を乞う次第である。

質疑

吉田克己（司会）　瀬川先生の報告に入る前に、今の報告について若干の質問を受け付けたいと思います。

五十嵐清（札幌大学）　いろいろ聞きたいことがあります。建築者に責任保険を強制する理由はよく解るのですが、建築主にも損害保険を強制するという趣旨がいささか理解できなかったのです。日本の場合で言うと、建物にはおそらく火災保険を付ける義務があるかが問題になるかと思いますが、これはそれとも違います。自動車の場合に車両保険を付けますが、これは任意保険になっている。任意保険なら解るのですが、何故これを強制保険にしたのかということなのですが。

藤原正則（小樽商科大学）　今の五十嵐先生の質問と関連して聞きたいのですが、この保険が失敗したのは、損害保険を強制したことに大きな理由があるのではないかという気がするのです。申告がやたら多くなったのも、責任保険というよりも損害保険だからでしょう。

ペリネ＝マルケ（通訳は瀬川信久（北海道大学））　なぜ損害保険を強制にしたか。すべては、一九七八年法の目的が決済の期間の短期化であることに由来します。損害保険者がいなくて責任保険者だけだとすると、訴える責任者を選ばなければなりません。しかし、訴えられた者、例えば、建築士の責任保険者は、自分は建築士の責任保険者であるが、責任があるのは建築士でなくて施工請負人だと言うでしょう。このように責任保険者について争いが生じ、その結果、支払いが遅れます。これに対し損害保険だと、責任保険者ではないので、保険金支払い義務がないと言えません。法律は、損害保険者が何も言わないで保険金を払い、その後で他の同業者に向かうことを企図していたのです。

二番目の質問ですが、フランスでは建築保険、なかでも建築損害保険を、社会保障と類比しました。それは建物の社会保障だと言いました。ところで、社会保障でまずいのは、濫用であり、医者にかかり過ぎることであって、社会保障の原理ではありません。建築の損害保険の場合も同じで、原理は正しい。しかし、保険者に無闇矢鱈に請求すれば、制度が脱線する。だから、社会保障で費用の一部を患者に負担させるのと同じように、建築損害保険でも一部を建主に負担させると良いと思うのです。

五十嵐　まだ納得できないところがあります。なぜ自由の国フランスで、任意保険でなくて敢えて強制保険にしたのかがいま一つ解りません。それから、社会保険との関連で説明されたの

ですが、そういうことであれば、ニュージーランドのように根本的に人身損害について特殊な制度を作ってもよいのに、フランスはそちらはそうしないで、なぜ建築の損害についてだけ損害保険を強制したのでしょうか。

ペリネ＝マルケ　答えは簡単で、フランスでこの制度を作ったのは、建築の質が非常に悪くなり、保険損害の件数が増加したからです。先ほども言いましたように、一二万件もの申告があり、たしかに、半分は過大申告だと見られていますが、それでも、六万の保険損害があることになります。六万の紛争を解決するためには、単純な制度、特に裁判官を煩わさない制度を見付けなければなりません。

吉田（司会）　よろしいですか。ほかに、事実確認的なことでいまお聞きしたいということがありましたら、出していただきたいのですが。

林田清明（北海道大学）　損害保険と責任保険とがありますが、一つの会社としては業務としてどちらか一方を採るのですか、両方とも採るのですか。

ペリネ＝マルケ　一つの保険会社が、損害保険と責任保険の両方をすることができます。フランスで一番大きい保険会社はSMABTP（Société Mutuelle d'Assurance de Bâtiments et Travaux Publics）ですが、損害保険と責任保険の両方の保険会社です。それから、同じ一つの会社の損害保険と責任保険に入ることは完全に可能ですが、損害保険に入る人と責任保険に入る人は同じ人ではないので、そういうことは稀なことです。建主は、施工請負人の保険会社を知っているわけではありませんし、施工請負人も建主の保険会社を知っているわけでもありませんから。その二つが同じ保険会社のことはありえ、その場合には問題は何も生じません。しかし、必ずそうなるわけでは全くありません。

吉田（司会）　ほかに質問はないでしょうか。では、立ち入った討議は後にしまして、瀬川先生の報告をお願いします。